

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から50年7月まで

社会保険庁に国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和48年6月から50年7月までの期間について、国民年金に未加入、未納と言われた。50年8月に旧A町（現B市）に転入した際、役場職員から過去に保険料の未納があり、納める義務があると言われたので、母に頼んで未納分をまとめて納めてもらった。保険料納付額は2万数千円程度で、母に嫌みを言われた記憶があるので未加入、未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である22年間、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が役場で加入手続を行うに至った経緯の記憶は、具体的かつ鮮明であり、申立人が一括して納付したとする金額は申立期間の保険料額と概ね一致している。

さらに、申立人は、通常集金人ではなく、家まで来た役場の担当者に2年分の保険料を納付したとしているところ、事実、B市（旧A町）からは、申立期間当時、役場職員が戸別訪問し、過年度分を含む保険料徴収を行うことがあったとの回答があることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

しかしながら、申立人が旧A町に住所を移転した昭和50年8月時点では、申立期間のうち48年6月の保険料は時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和54年4月から55年3月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。しかし54年4月に20歳になった時、会社で国民年金への加入手続を行ってくれ、保険料も会社が給料から天引きをして納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金から厚生年金保険への切替え手続も適切に行うなど年金制度や保険料納付に関する意識は極めて高いと言える。

また、申立人と同一の会社に勤務していた4名は、同会社では社員が20歳になると、会社が給与から国民年金保険料を天引し、会社が納付していたと証言している。なお、同人らはいずれも昭和54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料について、社会保険庁の記録はすべて納付済みとなっている上、同時期に勤務していた他の11名についても社会保険庁の記録はすべて納付済みとなっている。

さらに、申立期間の前後をとおして住所変更等、申立人の生活状況に特段の変化は無く、申立人の国民年金への加入手続及び納付方法に関する記憶も具体的かつ鮮明であり、その内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年11月1日まで

私は、昭和38年4月1日から同年10月31日までA社に勤務したが、38年5月1日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。A社を退職した後、すぐにB会に就職しており空白は無い。1か月で辞めたはずはないし、健康保険証は退職時に返したと思うので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人が申立てに係る事業所を退職後に勤務した事業所に提出した履歴書及び申立てに係る事業所において申立人が記した運転記録帳から、申立人が高校卒業後の昭和38年4月1日から継続して申立てに係る事業所に勤務していたことが認められ、当時の経理担当者から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨の証言があることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和38年4月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に廃業し、事業主も他界しているため、保険料を納付したか否かについては不明であるが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保

険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 5 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A社における資格取得日を昭和49年2月1日、資格喪失日を50年3月9日とし、申立期間の標準報酬月額を昭和49年2月から同年6月までは8万円、同年7月から50年2月までは10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から50年3月9日まで

昭和49年2月1日に有限会社A社に入社し、50年3月8日に退職するまで継続して勤務していた。雇用保険の記録があり、退職後に健康保険被保険者証を返却した記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人は申立期間において有限会社A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様の業務(営業)を担当していた同僚二人の厚生年金保険及び雇用保険の記録を見ると、雇用保険に加入している間は厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、同僚の証言による当時の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がほぼ一致することから、当時、有限会社A社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

加えて、事務担当者であったとする事業主の妻は、申立人についても、給料から保険料を控除していたはずであると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務をしていた同僚の記録から、昭和49年2月から同年6月までは8万円、同年7月から50年2月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、健康保険被保険者証の番号に欠落が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出を行っていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年2月から50年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年3月まで

昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ、申請免除となっており、保険料を納付していない旨の回答を受けたが、免除を申請した記憶がない。申立期間の保険料は、母か妻が納めていたため、当時の保険料額等は分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親及び妻も記憶が曖昧であるため、保険料納付状況が不明である。

また、申立期間には、両親の記録にも保険料の申請免除期間（父親は昭和49年4月から51年11月、母親は49年4月から52年3月）があり、A市（旧B町）からは、当時、役場では納付困難者には申請免除を勧めていたとの回答があることから、申立期間について両親のいずれかが申立人を含む3名の免除申請を行っていたものと推認できる。

さらに、申立期間について、申立人の母親又は妻が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年3月までの期間、39年7月から41年9月までの期間、41年11月から43年3月までの期間、48年4月から同年6月までの期間、49年4月から52年5月までの期間及び52年7月から8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年12月から62年1月までの期間及び62年3月から63年3月までの期間については、国民年金保険料の免除を受けていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から38年3月まで
② 昭和39年7月から41年9月まで
③ 昭和41年11月から43年3月まで
④ 昭和48年4月から同年6月まで
⑤ 昭和49年4月から52年5月まで
⑥ 昭和52年7月から同年8月まで
⑦ 昭和61年12月から62年1月まで
⑧ 昭和62年3月から63年3月まで

申立期間①は、事業所に住み込みで働いていて、集金人に国民年金保険料を納付していた。保険料は1月300円くらいだった。申立期間②は、父が納付していた。申立期間③から⑥は、夫婦二人分納付していたので夫が納付済みの期間は自分も納付していたはずだ。申立期間⑦及び⑧は、夫とともに申請免除が承認されたはずなので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金保険料を現年度納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年8月に払い出されていることが確認でき、申立人が主張する納付方法では保険料を納付できないが、申立人にさかのぼって納付した記憶はない。

2 申立期間②について、申立人の保険料を納付したとする父親は既に死亡しているため納付状況が不明である。

3 申立期間③、④、⑤及び⑥について、申立人は夫婦一緒に保険料を納付したとしているが、夫婦一緒に納付していたのは、昭和43年4月から44年3月までの1年間だけであり、他の期間については夫のみが納付していたことが確認できることから申立内容は不自然である。

また、申立人夫婦には、申立期間以外にも複数（昭和44年9月から48年3月まで、48年7月から49年3月まで、52年6月及び53年1月から56年7月まで）の未納期間がある。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 申立期間⑦及び⑧について、申立人の夫は昭和61年4月から63年3月まで申請免除となっている一方、申立人は61年4月から同年11月までの期間及び62年2月は厚生年金保険加入期間であり、申立人が夫とともに申請免除になることは考え難いなど、申立内容は不合理である。

また、申立人は直接、免除申請を行っておらず、申請を行ったとする夫も申請時期についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、ほかに免除を受けていたことを示す周辺事情は無い。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間⑦及び⑧の国民年金保険料の免除を受けていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年5月から47年3月までの納付が確認できないとの回答であった。申立期間当時は父が家計を管理しており、父が両親と私の保険料を集金人に払っていた。当時の家計簿が残っており、支出欄に国民年金と記述があるので保険料を納付していたのは事実である。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、社会保険庁の記録により昭和47年9月であると確認できることから、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、父親が国民年金保険料を地区集金人に3か月ごとに納付していたと主張しているところ、事実、申立人の父親が記載していた家計簿により3か月ごとの保険料の支払が確認できるが、申立期間については二人分の保険料額が記載されている。

さらに、申立人は、申立期間当時は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父親も既に他界していることから納付状況の詳細が不明であるとともに、上記家計簿には過年度納付又は特例納付した記載は見当たらない。

加えて、氏名検索によっても、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月及び同年3月

私は、昭和61年2月に会社を退職後、同年4月に就職するまでの間に、市役所連絡所の窓口で納付書により国民年金保険料を2回納めた。窓口には親の知り合いである職員がいて、声を掛けられたことを憶えている。領収書をももらったと思うが今は持っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の記載及び国民年金手帳記号番号により、申立人の国民年金への加入時期は、平成2年8月以降と推認でき、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は昭和61年2月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、市役所連絡所窓口で国民年金保険料を2度納付したとしているが、当時市役所では2か月単位で納付書を発行するのが通例であった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年3月まで

私は、昭和53年3月ころ、旧市役所裏のプレハブ庁舎内の国民年金窓口に出向き、受付の女性職員と保険料の分割支払計画書を作成の上、5回に分けて20歳からの未納分の国民年金保険料をすべて特例納付した。金額は合計して87万円位と記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市職員と作成した分割支払計画書により、5回に分け、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録により、昭和51年度分の保険料は53年7月21日に、52年度分の保険料は53年12月7日にそれぞれ過年度納付されるとともに、50年4月から同年9月までの保険料は54年2月28日に、50年10月から51年3月までの保険料は54年6月1日に特例納付により納付されていることが確認できるものの、納付された保険料額は、申立人が記憶している金額と大きく乖離している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所窓口で納付していたとしているが、当時、市役所窓口では、特例納付による保険料収納事務を行っていない上、プレハブ庁舎内には金融機関窓口も開設されていないなど、申立人の記憶と異なっている点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から56年12月まで

昭和54年にA県B市からC市Dに引っ越した直後に、40代後半くらいの女性が「委託されている者です」と国民年金保険料の集金に訪ねて来た。入籍前であったが、夫の姓で表札を出していたのに旧姓で訪問してきたので、市等に委託されているからこそ私の姓を知っているのだと思い、保険料を払った。2年近く集金に来たが、その後来なくなりほっとしたのを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、C市は、申立期間当時、申立人の居住する地域に納付組織が存在していたかどうか確認できない旨回答しているとともに、申立人は申立期間当時、国民年金への再加入手続きを行った記憶が無い上、納付金額の記憶も曖昧である。

また、申立期間以外にも複数の未納期間がある上、申立期間において申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年4月から37年1月まで及び37年9月から38年3月までの期間が国民年金保険料の申請免除期間、37年2月から同年8月までの期間が国民年金の未加入期間となっているが、夫とともに国民年金加入当初から保険料を間違いなく納付していた。保険料は、市の嘱託職員が毎月初め自宅に集金に来た。現在は保管していないが、領収書を受けとった。私も夫も申立期間に免除申請を行った覚えはなく、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の免除申請を行ったことはなく、夫とともに、保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録により、申立期間当時、申立人夫婦と同居の義弟二人のうち、一人は未加入、一人は未納であることが確認できることから、申立人家族の保険料納付意識が高かったとは言い難い。

また、市及び社会保険事務所の記録によると、申立期間はいずれも申請免除となっており、記録管理上の不備も見当たらない上、当時申立人が居住していた地域では、多くの申請免除が確認できることから、行政側の事務処理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立期間において申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年1月までの期間及び37年9月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年1月まで
② 昭和37年9月から38年3月まで

昭和36年4月から37年1月まで及び37年9月から38年3月まで国民年金保険料の申請免除期間となっているが、妻とともに国民年金加入当初から保険料を間違いなく納付していた。保険料は、市の嘱託職員が毎月初め自宅に集金に来た。現在は保管していないが、領収書を受けとった。私も妻も申立期間に免除申請を行った覚えはなく、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の免除申請を行ったことはなく、妻とともに、保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録により、申立期間当時、申立人夫婦と同居の第二人のうち、一人は未加入、一人は未納であることが確認できることから、申立人家族の保険料納付意識が高かったとは言い難い。

また、市及び社会保険事務所の記録によると、申立期間はいずれも申請免除となっており、記録管理上の不備も見当たらない上、当時申立人が居住していた地域では、多くの申請免除者の存在が確認できることから、行政側の事務処理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立期間において申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
厚生年金保険に加入していた会社を退職後の昭和 62 年 1 月から国民年金保険料を納付していた。農協の私名義の貯金口座から口座振替で納付していた。申立期間だけ未納になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料の口座振替を行ったとする申立人名義の農協の貯金口座記録により、昭和 63 年 10 月以降の保険料については口座振替により納付されたことが確認できるものの、申立期間については、保険料が口座振替された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、同人名義の農協の貯金口座は上記口座以外に無く、口座振替以外の方法で保険料を納付した記憶は無いとしているとともに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から11年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から11年7月まで

平成8年8月から11年7月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。7年4月に銀行、郵便局の振替用紙と案内書面の入った封筒が社会保険事務所から送付され、夫からその期間を納付すれば国民年金が満額もらえると言われ、同年4月19日に27万円と端数を郵便局から振替用紙で一括送金して納付した。

申立期間の保険料納付について、未加入とされていることに納得がいかない。納付済みと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月19日に申立期間の国民年金保険料を前納したとしているが、この時点では制度上、9年3月までの保険料は前納できるものの申立期間のほとんどは納付できない。

また、申立人の所持する領収書により、申立期間直前の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料は、9年4月に過年度納付されていることが確認できるものの、申立人提出の通常貯金通帳の写しからは、申立期間の保険料納付をうかがうことはできない上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月9日から33年5月21日まで
昭和25年11月9日から33年5月21日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。結婚のためA社B工場を退職したが、その際には脱退手当金の話も支給もなかった。
昭和33年9月6日に支払われているとのことだが、当時はまだ結婚前で実家において脱退手当金は受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における厚生年金保険被保険者（女性）40名のうち、脱退手当金の支給記録のある33名について確認したところ、いずれも厚生年金保険資格喪失後4か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、事業主からは代理請求したと思われるとの回答を受けていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月半後の昭和33年9月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 5 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 12 日から 43 年 4 月 21 日まで

脱退手当金を支給したとされている期間について、脱退手当金を申請したことも受給したこともない。脱退手当金支給期間を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として受給年金額の計算の基礎として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係るA店、B社及びC社のいずれの被保険者原票にも脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月半後の昭和43年6月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まで
昭和 22 年 10 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで A 株式会社勤務し、厚生年金保険に加入した期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いため、厚生年金保険の加入期間と認めるよう申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給決定記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 1 か月以内の昭和 23 年 4 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 16 日から 31 年 8 月 11 日まで
② 昭和 31 年 12 月 21 日から 33 年 5 月 1 日まで

昭和 29 年 6 月から 31 年 8 月まで及び 31 年 12 月から 33 年 4 月までの期間について、33 年 7 月 29 日に脱退手当金を支給済みのため厚生年金期間はないとの回答をもらい、不思議に思っていたがそのままにしていた。33 年 5 月 3 日には帰郷し、脱退手当金を受けていないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における厚生年金保険被保険者（女性）のうち、脱退手当金の支給記録のある 55 名について確認したところ、そのほとんどが厚生年金保険資格喪失後 4 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 7 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人に聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月から 31 年 11 月まで

昭和 28 年 5 月から 31 年 11 月までの厚生年金保険の加入期間について、照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。当時 70 人位従業員がおり、厚生年金保険に加入していないはずはないと思っているので、物的証拠はないが申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA株式会社に勤務していたとしているが、勤務期間に関する記憶は曖昧であり、元社員2名は申立人の名前に記憶が無いと証言しており、他の同僚は高齢、死亡等のため、証言を得ることができず、申立人の主張以外、申立期間における勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、同社は、給与の支払形態から申立人は臨時社員であった可能性があるとしている。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立期間において健康保険被保険者証の番号に欠落はなく、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的記憶を有しておらず、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 30 日から 48 年 9 月 24 日まで

厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、A社での資格喪失日が昭和47年3月30日であるとの回答をもらった。申立期間当時は、仕事で精一杯の生活をしており、A社の寮から次のB店の寮への引っ越しまで1日の空白も無い。申立期間も間違いなくA社で働いていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及び雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、元同僚から証言を得ることができないことから、申立人が申立期間も継続して当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、申立人は申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた具体的な記憶がなく、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立期間における社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の再取得の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から26年5月11日まで
② 昭和27年3月1日から31年7月1日まで
③ 昭和41年5月1日から46年2月26日まで

平成19年11月1日付けで「厚生年金保険の期間照会について（回答）」の交付を受け、脱退手当金支給記録があるとの記載があったが、脱退手当金を請求したことも受け取った覚えもない。再度、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から1年11か月後の昭和33年5月17日に支給決定されているが、支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはない。

2 申立期間③について、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和46年3月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。社会保険事務所には申立人の脱退手当金裁定請求書及び領収書が保管されている。

3 いずれの申立期間について申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から昭和 40 年 3 月 1 日まで
昭和 37 年 9 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで、A社に勤めており、厚生年金保険被保険者であった。勤める前及び退職後 65 歳まで国民年金に加入していた。厚生年金の加入期間について退職後 6 か月くらいたって脱退手当金を支給したとの回答であるが、退職時にも脱退手当金や退職金を受け取った覚えはないので納得できない。時期ははっきりしないが、事業主が私に「お金はお母さんに渡した。」と言っていた記憶があるが、それなら母(既に死亡)は、娘である私に必ず話して返してくれたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月半後の昭和 40 年 9 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「事業主が『お金はお母さんに渡した』と言っていた」としているところ、事業主は、「申立人の母親が失業保険及び厚生年金保険の受給手続について問い合わせしてきた際に、請求書類を母親に渡したが、代理請求は行っていない」と証言しており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人に聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 10 日から 38 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の請求手続に行った際、説明を受けてはじめて「脱退手当金」という言葉を聞いた。父の死亡により長子として家計を助けるためにA社を退職し、自宅で仕事を始めたが、退職の際に脱退手当金を請求したこともないし、お金を受け取った覚えもない。

第3 委員会の判断の理由

A社における脱退手当金の受給資格者 13 名のうち、脱退手当金の支給記録のある 4 名について確認したところ、受給者からは、当該事業所より退職時に脱退手当金制度について説明があり、代理請求により受給したとの供述がある。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 11 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。また、ほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月5日から同年12月13日まで

申立事業所に勤務していた期間は、昭和20年11月27日から25年2月11日までであるが、当該期間のうち24年9月5日から同年12月13日まで厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。

申立事業所には、入社してから閉山するまで勤務していたことをはっきり覚えている。途中で退社して再度、入社することはあり得ないので、厚生年金保険の加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立期間前後についての社会保険事務所の記録から、申立人がA社B所に勤務していたことは確認できるが、申立期間も継続して当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、当該事業所は既に全喪している上、当該事業所の本社は、当時の資料が無いため不明と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 14 日から 3 年 4 月 30 日まで

保険の勧誘をしており、A社及びB社のいずれからも厚生年金保険料が控除されていたことを認識しているが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社での期間が反映されていなかった。申立期間当時、アルバイトなどはなく、みんな保険会社を掛け持ちして営業し、間違いなく申立事業所から保険料が控除されていたので、当該事業所において二重に控除されていた分を厚生年金に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(現、C社)の照会回答書及び就業証明書から、申立人が申立期間において営業職員として勤務していたことが確認できるとともに、社会保険庁及び雇用保険の記録から、申立期間はB社(現、D社)にも勤務していたことが確認できる。

しかし、A社からは、当時の資料を破棄しているため、申立期間について申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは不明であるとの回答がある上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立期間における社会保険事務所保管のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 35 年 7 月 2 日まで
昭和 29 年 5 月 1 日から 35 年 7 月 2 日までの A 株式会社 B 工場での厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けたが、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 35 年 12 月 5 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 18 日から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

中学校卒業後、昭和 32 年 5 月に入社した A 株式会社での期間と 37 年 6 月から勤務した B 株式会社での期間が、ともに脱退手当金を支給済みであるとの回答を社会保険事務所からもらった。脱退手当金については、制度そのものについての知識も無かったし、受給した覚えも無いので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 10 か月後の昭和 41 年 12 月 9 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 2 月ころから 52 年 2 月 1 日まで A 社 B 営業所に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、加入期間は 50 年 7 月 1 日から 52 年 2 月 1 日までとなっていた。

勤務していた全期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が A 社 B 営業所の次に勤務した事業所に提出した履歴書から、申立人は申立期間中において申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立てに係る事業所での雇用保険被保険者記録は無く、他に勤務開始日を確認できる資料も無い。

また、申立人が申立てに係る事業所において昭和 50 年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得した時点の健康保険整理番号は 43 番であるが、それ以前の整理番号に申立人の氏名が無い上、このうち唯一の欠番である 41 番の整理番号は 50 年 5 月 21 日に払い出され同年 6 月 4 日に重複取消しとなっていることから、これが申立期間当初に申立人に整理番号が払い出されたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、当該事業所は既に廃業しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 43 年 1 月 5 日まで

昭和 42 年 8 月から 43 年 1 月までの厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、加入していた事実がない旨の回答を受けた。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及び雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、元事業主及び同僚からは、申立人についての記憶が無いとして証言を得ることができないことから、申立人が申立期間当時、継続して当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、元事業主は、申立期間当時、厚生年金保険に加入させていなかった社員もいたと証言しており、元営業部長は営業社員は入社後3か月の見習期間があり、その後も営業成績をみて社会保険の加入手続を行っていたと証言している。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料も無く、申立てに係る事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。